

明治末期の社会・天理教・広池千九郎

——天理教入信の社会的背景——

櫻井良樹

目次

- 一、はじめに
- 二、明治末期の社会と宗教
- 三、日露戦後の時期における天理教団
- 四、明治末年ころの広池千九郎の宗教観
- 五、広池千九郎と天理教団
- 六、おわりに

一、はじめに

広池千九郎の天理教入信については、これまで広池個人の精神的・内面的な問題として取り上げられることが多かった。しかし、この精神的な動機は信仰生活に入った理由にはなるが、なぜ数多く存在する宗教の中で天理教が選ばれたかを説明するには不十分である。これ以前の明治三十七年に大病に罹ったときも、広池は仏教やキリスト教に救いを求めようとしたことがあったが、その宗教のあり方に疑問を持ち、結局信徒とはならなかったのである。

広池は神宮皇学館教授就任以後、特に国家社会安定のため神道思想を普及させることの重要性を盛んに主張している。そしてこれはまた、当時の社会指導層が宗教に期待していたことでもあった。本稿は、明治末年の社会と天理教団の状況を踏まえて、なぜ広池が天理教を選んだのか、また天理教に何を期待していたかを探ってみようとするものである。

二、明治末期の社会と宗教

(一) 日露戦後の社会と宗教

日露戦争後、世界的にはいっそうの軍備拡張が進み、列強の対立が激しくなっていた。この世界情勢のなかで、日本に与えられた新たな課題は、戦争によって疲弊した国力を回復し、これまで以上に国民の経済的・精神的・物質的総力を結集することであった。

その方策として、内務省は地方改良運動を推進し、国家の基礎をなす地方自治体の財政的確立や国民の意志の結集を図ろうとした。この地方改良運動の支柱となったものが、第二次桂内閣下の明治四十一年（一九〇八）十月十三日に出された戊申詔書であった。戊申詔書は、教育勅語・軍人勅諭とならぶ三大勅語の一つとして後年まで大きな影響を与えたものである。この詔書には「宜く上下心を一にし、忠実業に服し、勤儉産を治め、惟れ信惟れ義醇厚俗を成し、華を去り実に就き、荒怠相誡め自強息まざるべし」（引用文はかな交じり文に改め、適宜句読点を付した。以下同じ）と記されており、今後の国家発展のためには風紀を良くすることと民力を養うことがいっそう必要であること、そのためには勤勉・儉約の精神が重要であることを指摘していた。

地方改良運動は、詔勅の趣旨に基づき、地方財政の整理および国民精神の統一をめざし、具体的には、行政改革によって町村財政を豊かにすること、産業組合の設立、農会の系統化、町村是の制定、報徳会・斯民会・青年会の再編や在郷軍人会の活性化・組織化がなされた。

また運動は思想界の方面にも及び、宗教家に対して感化救済事業への積極的な協力を要請したり、篤志家・教育家・宗教家・資産家が各自自治体で一致協力して運動に参画することの必要性を強調したりした。明治四十四年四月の地方長官会議で平田東助内務大臣は、

地方庶政の振興を促し、一般地方の発達を図るは、国民の健全なる思想と特有の美風とを涵養するより先なるは莫し。「中略」宗教の我邦に於けるや亦久しく我國体の美を翼けて人心を開発し徳性を涵養せしむるに与つて最も力ありしは言を待たず。「中略」今や国家思想の啓発並国民道徳の涵養は更に一層宗教家の努力に俟つべきものあるは各位の俱に認むる所、「中略」尚将来に向て一般人士が信奉する宗教の各機関をして益々其の力を此に致さしめ、以て教化輔導の実を完うせしめられむことを期せられたし。

と述べて、宗教家の積極的な関与を要望している。このような政策を更に進めたものが、第二次西園寺公望内閣（明治四十四年―大正元年）における三教会同であった。

(二) 三教会同

三教会同とは、第二次西園寺内閣の内務次官床次竹二郎の斡旋で、教派神道・仏教・キリスト教各宗派の代表者が華族会館に集まり、国民道徳の振興と社会風教の改善を決議した会合である。これまで三教会同は、大逆事件への対応として、労働者と資本家との対立を精神上より解消させようとした政策と位置づけられることが多かったが、むしろ前節で述べた内務省の日露戦後政策の延長線上に位置づけられるものと考えられる。

床次は明治四十三年に欧米を視察し、欧米の文明は「確乎たる信念」によって基礎づけられていること、そしてその信念の根源はキリスト教にあること実感し、「将来国民の元氣を作興し、堅実な氣風を作らうといふには、どうしても一般に信念の養成に待つより外は、致し方があるまい」と「信念の養成」の必要性を感じ、国民意識統一上に果たす宗教の役割の重要性に思い至ったという。三教会同の意図についても、

国民道德の涵養は教育と宗教と相待つて始めて完きを得べきものなるに、現今は教育に由りて今日の道德を教ゆるの実状なり。「中略」国民道德の基礎を作るには、必ずや宗教と教育との相待つて進むを要す。是を以て二者の結合を図り、之をして互ひに提挈せしむるの実を挙げ、相率いて以て国民教育の上に竭さしめんことを切望す。是れ即ち国家と宗教との結付けを殊に切要とする所以なり。「中略」一國の文明開化は独り物質的方面の發達のみを以て満足すべきにあらず、精神的方面の發達亦之に伴ふべきは言ふまでもなき所なり。近來は資本家と労働者との間に於ける衝突の事例も漸く少からざらんとす。「中略」是等の事たるや単に經濟上の關係のみを以て決して十分なる解決を見得べきものにあらず。之を救済するの道としては精神上的の慰安を与へ、如何に陋巷にありとも中に自から安んずる所あらしむるを要す。此の如くにして精神上的の慰安を与へんとするには必ずや宗教に待つ所なきを得ざるに至るべし。「中略」是に於てか必然の順序として社会教育の必要を生ず。而かも是には宗教の力最も大切なるべし。

と述べて、会同の目的を社会教育に対する宗教家の協力を求めることに置いた。

三教会同は明治四十五年二月二十五日華族会館で開催され、出席者は教派神道十三人、仏教五十一人、キリスト教七人、政府二十一人であった。特に議論や討論は行なわれず、懇談が主な内容で、三教の代表者が一箇所に会したところにその意義があったと言われている。しかし、その目的は「世運の進歩と共に精神界に健全なる發

達を計り、社会状態の改善をなすことに關し、今後諸君の尽力に俟つ所多大なるに依り、諸君と一堂に会して懇談をなすことは、小官の久しく切望したる所にして、即ち本日御招待をなしたる次第なり。諸君幸に此意を諒せられ、将来益々国家の爲めに尽力せられむことを望む」と原敬内務大臣が挨拶しているように、宗教家の協力を要請するところであった。

翌二十六日宗教家は再び華族会館に會し、政府の意を汲んで、国民道德の振興と社会風教の改善に努力することの決議を行なった。その決議の前文には、

吾等は、今回三教会同を催したる政府当局者の意志は、宗教本来の權威を尊重し、国民道德の振興、社会風教の改善の爲めに、政治・宗教・教育の三者各々其分界を守り、同時に互に相協力し、以て皇運を扶翼し、時世の進運を資けむとするに在ることを認む。是れ吾等宗教家従来の主張と相合致するものなるが故に、吾等は其意を諒とし、将来益々各自信仰の本義に立ち、奮励努力国民教化の大任を完うせむことを期し、同時に政府当局者も、亦誠心鋭意此精神の貫徹に努められむことを望み、左の決議をなす。

と書かれ、決議本文は、

(一) 吾等は各々其教義を發揮し、皇運を扶翼し、益々国民道德の振興を図らむことを期す。

(二) 吾等は当局者が宗教を尊重し政治宗教及教育の間を融和し、国運の伸張に資せられん事を望む。

というものであった。

この決議に対して床次は個人的見解として「満足至極の次第」と述べ、さらに宗教家は現在の世界を如何に救済するかということを考えて精神的側面より救済事業を行なってもらいたいと述べ、地方改良運動への精神界からの協力を求めた。

しかし具体的な成果については、三教会同はただ一回きりの会合に終わり、天理教を除く各宗派では、特に三教会同の決議に沿った運動を推進した形跡は見られない。むしろ三教会同の影響は倫理運動の分野に現われ、翌々日の二十八日には姉崎正治の斡旋で学者・教育家・宗教家の会合が持たれ、三教会同の精神に賛同することが決議されたり、婦一協会や斯道会が組織され宗教を越えた国民道德運動が展開されたところにその影響が見られる。以上のように、国民道德の振興に宗教家の関与を期待するという状況が明治末年の日本にはあったのである。

三、日露戦後の時期における天理教団

天理教は明治十八年以来神道本局の一分派として政府によって取り扱われており、教祖中山みき死亡後(明治二十年より本局から独立する運動が開始され、明治四十一年に至ってようやく教派神道の一派として政府から独立を公認され、神道本局の承認を得ずに独自の布教活動を行なえるようになった。そして公認後は、天理教の存在を社会に認知させようという積極的な努力がなされた。その努力は、まず明治四十二年から四十三年にかけて行なわれた戊申詔書講演会、ついで明治四十五年(大正元年)から行なわれた三教会同に関する宣教員講習会と天理教教師講演会に見ることが出来る。そして、さらに大正期には、斯道会と提携して行なわれた国民道德講演会や民力涵養講演会になって表われたといえよう。この間の経緯を、主に『天理教青年会史』第二巻を参考として見てみよう。

(一) 戊申詔書講演会

明治四十一年一派として独立を認められた天理教団は積極的な布教活動を展開し始め、天理教の存在を社会に訴えようとし、その手掛かりを戊申詔書講演会や植林開墾事業に求めた。独立以後の布教方針について、ある論者は天理教の機関誌『道の友』誌上で、個人伝道が大切であることはもちろんであるけれども、今後はもつと社会的な活動をしなければならぬと述べ、「今後は本教の真相を呈露し、本教の実義を顕彰し、倍々進取発展して世人の渴望を慰し、社会の要求に應ずる為に、大挙伝道もされるであらう。其他世人を利し社会を益する事業も企てらるるで有らう」(『道の友』第二〇七号、明治四十二年)と、積極的に社会の要請に應じ、公共のために尽くすことの重要性を説いている。このような雰囲気の中で、明治四十二年六月に次のような中山新治郎(真之亮)管長(真柱)の論達が出された。

〔論達第一号〕戊申詔書の御趣意を敷衍講説し一般信徒に普及せしむべき旨予て論達致置候処、自今一層奮勵して聖意の貫徹に努め実効を収めしめんことを期すべし、此の旨更に及論達候事。

〔論達第二号〕本教教規第四十二条に依り、国家の大祝祭日には各教会に於て祭儀を執行し来り候処、自今は祭儀執行の後に於て必ず其の祝祭日の由来を一般信徒に講説し且つ教育勅語の奉読講演をも行ふべし、此旨及論達候事。

〔論達第三号〕感化院の設立に就いては本教に於いて予て計画致来候処、今や之が着手を必要とする気運に際し、各各自の力を尽し其の実績を挙げんことを図るべし、此旨及論達候事。

〔論達第四号〕教育勅語の奉読・講演を行なうこと、感化院を設立すべきことを指示すなわち、戊申詔書を実行すべきこと、教育勅語の奉読・講演を行なうこと、感化院を設立すべきことを指示している。

この論達に基づき、更に本部員と直属教会会長の会議で、早起きの習慣をつくり「ひのきしん」(社会奉仕活動)につとめること、植林開墾等あるいは記念事業を計画しその収益を公益事業に使用すること、時間勵行、儉約、

質素、浪費を避けること、戊申詔書講演会を開催すること、祝祭日には祭典を行ない祝祭日に関する公開説教をなし教育勅語を奉読すること、感化院を設立すること、道路・橋梁等の修繕に進んで従事すること、貧困者の葬儀は教会で無料で行なうこと等が決議された。

なかでも戊申詔書講演会は、明治四十二年七月から四十三年にかけての約一年間、天理教の総力をかけて行なわれた。そして講演会の講師養成と内容統一のために四十二年六月から約一ヶ月間にわたる講師講演会が持たれた。その講演会の修了式で中山管長は、「由来本教は、専ら個人布教の方法に従って発展し来れり。時勢の要求と本教現下の趨向とは、又集団布教の方法を採るの必要あるが如し」と述べ、社会に対する組織的な働きかけの必要性を強調し、戊申詔書講演会を集団布教活動に位置づけている。

(二)三教会同

天理教団にとって更なる社会への働きかけの機会となったのが三教会同であり、三教会同を好機として積極的に天理教の布教を図ろうとした。これには天理教祖中山ミキの遺した言葉が関係していた。この言葉について、天理教を代表して三教会同に出席した教団幹部の松村吉太郎は次のように述べている。

教祖の御予言に拠りますれば、御神憑後七十五年目には日本にはあらあ道が開け、纏まりかけるとの御言葉でありましたが、指を屈して数へますれば、今年は丁度七十五年目で御座ります。而して、内には神の神聖と光荣と、本教の威厳とを表彰すべき仮神殿の大建築が着手せられ、外には各大宗教を一の目的の下に統一すべき、三教会同が実行せられたるは、全く神の摂理の然らしむる所である。

・三教会同に対する天理教の対応は、まず『三教会同と天理教』と題するパンフレットを二万部印刷し、官公庁・図書館・教育機関等に配り、天理教の態度を明らかにしたことが挙げられる。『三教会同と天理教』の目次を次に掲げておく。第一編は三教会同の経過と内容を詳述したものである。第二編では、天理教教理を簡潔に説明し、いかに天理教が国家社会に対して有益であるかが述べられている。

第一編 三教会同〔細目略〕

第二編 天理教

イ 天理教の開教及び祭神

ホ 教祖は熱烈なる愛国者

ロ 教理の要領

ヘ 天理教の現況

ハ 日の寄進

ト 一般信徒の状況

ニ 上は神である

チ 結論

次に行なわれたのが、大正元年から三年にかけての長期間に亘る巡回講演会であり、その講師のために開かれた二回の宣教員講習会であった。第一回の宣教員講習会は大正元年八月十日より二十四日まで天理教本部で開かれた。講習会開会の辞で松村は講習会の目的について、現代社会における天理教の活動方針を示すことと、国家のために「ひのきしん」をなすことの必要性を知らせることにあると述べている。

さてその講習会の細目は、『宣教員講習会講師講演集』によると以下の通りである。

第一章 建国の由来

第四章 明治維新後我が国々運発展の大勢

第二章 明治天皇の御製

第五章 天理教の沿革

第三章 我が国に於ける政治と宗教との関係

第六章 御かぐら歌

- 第七章 ひのきしん
- ☆第八章 天理教と神宮及び神社との関係
- ☆第九章 天理教と皇室との関係
- ☆第十章 天理教と国民教育との関係
- ☆第十一章 天理教と我が国体との関係
- ☆第十二章 天理教と社会問題との関係
- ☆第十三章 天理教と生産事業との関係
- ☆第十四章 天理教と一般国民との関係
- ☆第十五章 天理教と一般道徳との関係

なお第二回の宣教員講習会は大正二年八月二十日から九月三日まで開かれた。

この二回に亙る講習会を受講した講師が各地で講演会を開いた。大正元年九月から翌年八月までの統計では次のようになっている（計算の誤りはそのまま。「道の友」第二六四号、大正二年）。

支庁別	開会数	講師数	聴衆人員
奈良	78	267	18410
大阪	113	333	40400
京都	25	76	6244
東京	109	447	24690
徳島	143	302	22465
岡山	122	290	47490
高知	55	107	7125
福島	81	412	9375
前橋	143	541	22855
熊本	27	78	5150
福岡	49	137	9059
北海道	23	47	2685
和歌山	10	36	2730
名古屋	96	358	21375
合計	2074	12431	215363

この講演会には地元の有力者や知名人など天理教以外の参加者・聴講者も多く、天理教に対する誤解や非難の声を解消するのに役立ち、天理教の発展の一要因ともなったという。

この他『道の友』には、小野翠浪「国民道徳と天理教」、同「宗教と国民教育との関係」、松村隆一郎「神道各派と我が国将来の宗教」などの論説が掲載され、『教育勅語と天理教』、『日独戦争と天理教徒の覚悟』などのパンフレットも発行されている。

以上のように、天理教は政府の日露戦後政策に沿う形で自らの教団の発達を図っていたと言える。

四、明治末ころの広池千九郎の宗教観

(一)神道に対して

広池千九郎は明治二十年代後半に京都で『史学普及雑誌』を発行していたころ、日本国民は皇室と共に栄枯盛衰を共にしてきた関係にあることを明らかにし、皇室を盛り立てることが国民の使命であり、国家を興隆させる方法であり、これが国民の幸福につながることを史実より証明しようとしていた。この姿勢は広池が東京に移って『古事類苑』編纂や東洋法制史の研究を始めるようになってからも堅持され、たとえば「国家生存の大本たる人心の統一、忠義の涵養」、「世道風教の維持」が必要であるとし、そのため歴代天皇の伝記(列伝)を編纂して国民の教科書とすべきであると宮内省に訴えている。

さらに広池は、『古事類苑』編纂がほぼ終わった段階で神宮皇学館教授となる(明治四十年)が、その就任挨拶において、

〔神道家は〕悲しいかな力量がない。仏教には各宗悉く大学がある。基督教にもある。神道にはこれがある

か、又神道家として大学を出たものがあるか、洋行したものがあるか。吾人はわが国のため悲しまざるを得ないのである。「中略」自分は力量ある此主義（忠君・愛国・敬神）の執行者として諸子を推すのである。然らば力量は如何にして得べきか。必竟するにこれは教育に待たねばならぬ、学問に依らねばならぬ。と述べ、神宮皇学館の設立された目的は、敬神・忠君・愛国観念を社会に普及させることにある。そのためには神道を社会に対して広める力を持った教師の養成が必要であると述べ、それを神宮皇学館の教育に期待している。

実際、広池は神宮皇学館において、古代法制や東洋家族制度・帝国憲法・東洋史地志篇・国史・歴史研究法・シナ民族史などの授業を通じ、また三重県神職会のための日本歴史の講義の中で、日本国体の特殊性や尊皇愛国主義の必要性を一貫して述べている。⁽¹⁷⁾

さらに明治四十一年の清国旅行後には、それまで専門としなかった神道史・神祇史の講義を担当するようになる。これらの講義を広池が引き受けた理由は、法制史研究のためには民族固有の道德・倫理・宗教を知らねばならないという考えに発していたが、この講義によってますます神道に対する造詣は深まり、神道思想を広めねばならないと感じたと考えられる。

所謂皇国の道義とは、我が日本民族の間に発達せる道德法と言ふことに外ならざるべく、而して所謂日本民族間に発達せし道德法とは、余の考を以てする時は、神道に外ならざるべきことを確信す。⁽¹⁸⁾

あるいは、

我が国固有の神道というものは、その本体は神社を措きては他に目標とすべきところはなきなり。それ故に神社は我が日本国民の道德の源泉なり。而して我が国民の宗教心の中心である。而してまた日本の国家とい

う上よりいえば、神社は政治、法律の源泉であるのである。「中略」これ即ち祭政一致というものであるのかくのごときことをいうのである。祭政一致は日本国体の生命であるのである。⁽¹⁹⁾

とか、神社を中心とする道德の必要性について述べている。さらに「日本国民の所謂眞の敬神尊祖と云ふ事は、「中略」神の實質に鑑み慈愛の徳を理想として憲法の大旨を奉じ教育勅語・戊申詔書・軍隊勅諭の精神を実行する事」と、それが戊申詔書や教育勅語に表われていることを述べている。⁽²⁰⁾

具体的な神道振興策としては、神社祭祀の政府方針を支持し、神職養成所を設け神職講習会を開催し、神職の待遇を向上させ、「各地方人の敬神思想を利導して神社崇敬に関する種々の事業儀式典札等を神社に於て行ひ」、小学校との関係を深くすることを提案している。⁽²¹⁾そして、神道の中心はもちろん天照大神であった。

さらに、明治四十一年の暮れに出版した『伊勢神宮』において、家族国家観に言及している。⁽²²⁾全日本民族は、皇室を中心とし、天祖を其大祖先として、純然たる一家族の性質と形式とを具備するものと謂ふべきなり。是を以て、我日本民族は一家族として、其父母并に其家の祖先に事ふる事は勿論なりと雖も、国民の総本家たる皇室の大祖先に事ふる事は、更に最も重大なる義務にして、其大祖先に事へ、其総本家に事ふる国民の大義務を遂行する為には、一己の私情を犠牲となし、以て奮進せざるべからざるなり。是に於て、我日本帝国に於ては、大義名分は、君に在りて父にあらず、忠に在りて孝にあらず。

社会問題との関係についても、大逆事件の公判を傍聴した感想として、彼らを救済するには宗教をもって救済すること、それも神道思想を理解させなければならぬと述べている。⁽²³⁾

つまり広池は、日本国家の興隆のためには尊皇思想が必要であり、そのためには神道を普及させる必要があると考えていたのである。ちなみに神道に対する以上の考え方は、のちに座右の銘とした「慈悲寛大自己反省」と

いう語に凝縮されていくものと考えられる。

(二)天理教に対して

しかし、広池は明治四十二年末から翌年の始めころ天理教に入信する。これはなぜであろうか。次にその間の事情を説明した遺稿を二つ掲げておく。

予は明治四十年伊勢神宮皇学館に赴任以来、公務上の必要によりて、現代神道各派の状況を調査し、而して其中、天理教の調査を為すや、其信徒の品性・行為、予想外に善良なるより、予は天理教を以て善良なる神道の一派たる事を失はざるものと為して、之を友人間に語り伝へ、尋で其調査の際に、屢々予の為に好意的指教を与へられたる宇治山田市川崎在なる天理教勢山支教会の会長矢納幸吉氏より、戊申詔書の講話を部内信徒に為し呉れまじきやとの依頼に接し、予は其事の極めて、聖上陛下に忠なる所以なると、一は予の天理教を知る事を得たる恩人矢納氏の已み難き依頼によりて、快く之を承諾し、爾来日曜又は土曜の午後等予の閑暇の時を以て、度会郡豊浜村・浜郷村・四郷村・二見町・宇治町等に於て、大凡前後十回許も開催し、其際は夫土地の駐在巡查・町村公吏等も臨席し、其内、開会・閉会は駐在巡查にて之を宣告せし処もありて、何れも満足なる結果を挙げたり。²⁴

(一)予は国民道德の基礎たる神宮及び神社の尊嚴を増進すると共に、皇祖皇宗の遺訓を宣伝する現代神道各派の發達と改良とを希ふや切なり。

(二)此故に予は他日を期して、現代神道各派の教義状況を公然社会に紹介して、其美点を發揮し、且其弊所を指示して其改良を促し、以て之をして神宮及び神社の羽翼たらしめむとするの志を有す。

(三)然るに此中に就きて、最も多数の信徒を有する天理教なるものは、最も深く世人に誤解せられ、全然識者の眼には滑稽視せられ邪教視せられ、其結果は之を神道全体の上より見るも、国家政策・社会改良の上より見るも、頗る遺憾なる次第なれば、予は茲に先づ第一に、該教の真相を公にして以て次第に他に及ぼさむと欲す。

〔中略〕同教徒の実行道德に関する調査を為す。而して其歩を進むるに従ひ、其教義の能く我国体に適し、信徒の行為の尋常に超越して、世の模範たるに足るべきもの多きを認め、茲にいよいよ同教の發展の偶然ならざるを知るに及べり。〔中略〕今や其実情を審にするに及び、始めて其教義は尤も我日本国民に適し、敬神・忠君・愛国の国家的積極主義の宗教としては、之を外にして求むべからざる事を覚知し、又信徒の行状すべて教育勅語・戊申詔書の御主旨に適へる事を知悉し、驚喜の余り、予の調査の一斑を公にして世の有識者に示す事なり。²⁵

つまり広池は、現代教派神道調査の過程で天理教教理が忠君愛国主義の日本国体に適することを知り、その存在が社会的に有益であると感じ、天理教の戊申詔書講演会に講師として出席したのであった。また、以下のようにも述べている。²⁶

第五、天理教教義は神宮皇学館の教旨と符合す。

第六、天理教々義は教育勅語、戊申詔書の御主旨と符合す。〔中略〕

第八、信徒の篤実なるに喫驚す（実行をするからよろしい）。同教の所謂日の寄進は宗教として理想的価値あり。〔中略〕

第十二、結論。予はかゝる善良なる宗教、即ち真に実行の宗教が、広く我國民の間に行はれむ事を希望するものなり。戊申詔書の如きは、天理教徒は夙に実行しつゝあり。自治制の完美はこの教によりて成るべし。大莞村大藪⁽²⁷⁾の例。

ここでは、天理教の教義は、神宮皇學館の設立された目的に一致し、また教育勅語・戊申詔書の趣旨にも沿っている、さらに両勅語を実行していることを強調している。

さて、神道を実践している——これは広池にあつては戊申詔書や教育勅語を実行しているということでもある——宗教として天理教に注目したのは、神道の性質にかかわつていた問題であつた。「神社は各宗教の上に超越して國民一般に崇拜せらる可き性質のものにて、其尊崇は國民道德上の重大なる義務であつて、箇人の好悪による事は出来ぬのである」⁽²⁸⁾と広池が記しているように、明治國家においては、神道は一つの宗教ではなく日本人が当然守るべき倫理と定められており、布教活動が許されていなかった。この点について広池は次のように述べている。

神道が他の宗教と対する場合には足らぬ処があるのです。即ち神道は宗教としては其形を成して居らぬのである。「中略」神道是れ皇道と云ふことの精神を形の上に行ふには所謂教会の力に待たねばならぬのであります。即ち之を事実⁽²⁹⁾に現はしてさうして其儀式を行ふことは是非共教会の力に待たねばならぬのであります。「中略」日本人たるものはすべて、(一)神社を敬ひ、(二)教育勅語を道德の標準と爲し、(三)葬式祭典を神道的に爲して茲に始めて神道是れ皇道の道も行はるゝ次第であるのであります。是に於て宗教としての神道が日本に必要あることは亦多言を要せぬことである。而して宗教としての神道は即ち所謂教會的⁽³⁰⁾神道であるのです。また、既成宗教と新興宗教との違いについて——特に宗教エネルギーの違いについては次のように述べ、生命

力のある宗教として天理教を推薦している。

仏教や基督教は立派は立派であるが、社会を率いる力がない。社会に順応して行くのである。順応して行くも結構ではあるが、我を助ける力は無いと思ふ。人を率いる力はあつても、我を助ける力は無い。其辺が仏教や基督教と、天理教との違へば違ふ所であると思ふ。「中略」〔天理教は〕進化論とも一致し学理にも合っている。「中略」我國の歴史にそっくり合ひ、又天照皇大神の御心使ひと、教祖の御心使ひ及び御功績、共にピッタリ符節⁽³¹⁾が合つて居る。

以上のように、広池は現代神道調査の過程で教派神道の各派——特に天理教が、日本固有の神道の精神を受け継いでいることを知り、さらに戊申詔書の精神を実行し教育勅語を守つてゐること実践していることを実見し、神道の実践のためには現代神道が必要であることを認識し、さらに神道の実践の場として神道十三派の内の一つである天理教に注目し、天理教の戊申詔書講演会の講師を引き受け、天理教に近づいて行つたと言えよう。

これは既に見たように、日露戦後の社会の要請する社会の安定と国富の増進策に沿うものであり、天理教団が当時取つていた布教方針に合致したものであつたと言えよう。

五、広池千九郎と天理教団

では天理教入信後、広池は天理教団とどのような形で関係したのであろうか。これを戊申詔書と三教会同に関する講師講習会より見てみよう。

(一) 戊申詔書講演会

広池が天理教の戊申詔書講演会の講師を引き受け、これが彼の天理教入信の一因となったことは既に述べた。この講演会においてどのような講演を行なったのであろうか。

そこでも「敬神は即ち我国風なり。古は仏教もヤソもなし。我々の祖先は神様に生を告げ、神様に婚を告げ、神様に葬り、神となりし也。故に今日にても陛下は神道也。敬神して神道によるは、陛下の忠臣也」と、まず神道の重要性が説かれ、さらに「神道と云へば、差当り予は天理教をす、む」として神道の中では天理教が善良なものとしてあげられる。なぜ天理教が良いかと言へば、「天理教のよい処とは日の寄進の事である。日の寄進は我輩のみならず、立派の人が多く賛成して居る」と「日の寄進」の利点が強調される。「日の寄進」というのは、別の論説によれば、「奮闘努力して余力を以て濟世救民の業に服する」ものであり、これを広池は「生きたる実行道徳」と呼び、戊申詔書の趣旨に適う行為と見なし、「予は日本国民として天理教の『日の寄進』を全国民の普く実行せられむことを希望する」と述べている。したがって、「信者は日のきしんを行へば、詔書の御主旨は貫徹し得。」〔中略〕非信者は天理教徒の日の寄進的の心得になれば、必ず詔書が行へる」と言うわけである。

しかし、これに続けて「つまり予はすぐに天理教を信せよと云ふにあらず。詔書は神の命なれば、敬神するが詔書実行の本なりと云ふのである。而して其方法としては、天理教の日の寄進的行為がよいと云ふのである」⁽³⁴⁾、あるいは「予は神徳を伝へ神道を普及する上に於て神道各派の教会を重く見る者なり。しかしながら神社は神道の本源にして神道存在の淵源なり、故に予は世人殊に各派神道の教会に属する信徒中には己の奉ずる教会の祭神のみを信じて神社へは参拝せぬと云ふ如き不心得者のあることを悪むものなり」と述べ、また「国家ありて天理教なし」⁽³⁶⁾、「要する処は、我日本国民の上から云へば、神宮神社を崇び皇室を崇び国家を愛すると云ふ事は国民道徳

の目的であつて、宗教の信仰は之に達する方法を教へて貰ふことに為るのですから、其本末を誤らぬやうにせよと申すのであります」⁽³⁷⁾とも述べているように、天理教は神道思想普及のための一つの手段であつたわけである。

ここに、入信してまもない時期における広池と天理教との関わりの特長を見ることが出来る。ちなみに、入信当時の信徒としての方針を広池は次のように述べている。⁽³⁸⁾ まだ天理教を客体視していることが窺われる。

(一) 自己生活上の慰安(安心立命は固有神道にても得らる)と真理の擁護と、国家民生の思想の改良、殊に下層社会の改良、其救済との為に、天理教の信者に列して、其教義の研究をなす事。随て其教義の研究を十分にするを要するを以て、幹部に向て質問的演説を試み、又其弊害を指摘して之を教へ、彼等をして反省改良せしめ、以て国家の幸福に資せむとす。蓋し今日既にかくの如く發達せる本教の善悪は、国家の發展に大

関係あればなり。〔中略〕

(二) 予は修心のみにて可なりと思考す。疾病はこれにて直る也。

(二) 三教会同への関与

三教会同に際して、天理教が積極的にその機会を利用して布教活動を繰り広げたことは既に述べた。この天理教の三教会同に関する運動に深く関与したのが広池であつた。⁽³⁹⁾

明治四十二年に天理教に入信した広池は、明治四十四年十一月には自らの天理教研究の成果の一部である「天理教教理」三冊を本部に送り、また四十五年一月四日には天理教本部を訪問して中山管長に面会し、教理結集(整理)について依頼を受け、三月二十六日から三十一日には本部長と共にその第一回目を行なうなど、本部と深い関係を持つようになり、また教理的にも相当詳しくなつていた。さらに、明治四十四年十月ころから座骨神経痛に

なり、これを「私の身体、学力、地位等を挙げて、これを御神前に犠牲としてお供え致し、人類の安心、幸福及び世界永遠の平和を実現することに致しますよう。よってそれまで現状を維持致したのでございますから、この身上〔身体のこと〕の苦痛をおゆるめくださるよう」⁽⁴⁰⁾と神に誓い、祈願をなすことよって治癒することができたと感じた体験は、救済の持つ精神的側面の重要性を実感させたに違いない。蛇足となるが、このような体験を科学的に説明することが、のちのモラロジーの一部に流れ込んでいくものである。

さて、事実関係を先に記せば、三教会同に出席した松村は五月二日伊勢に広池を訪い、三教会同に関する意見を尋ね、宣教員のための講習会について打ち合わせを行なった。この時前述した『三教会同と天理教』というパンフレットについても相談がなされた。

松村の五月二十六日付広池宛書簡⁽⁴¹⁾には、「先般御送り被下候『三教会同と天理教』と題する出版物の件、管長公も御一読を願ひ、且夫是熟読させて頂き候中、天理教の祭神の項は今回は表題に依り只祭神だけ記載する事にして、皇室との関係は何れ講習会の際発表する事に致候は、如何との事に相成候。且天理教弊害の弁解の項は削除して出版致候事に仕候間御承知被下度候」とあり、その内容が広池の筆になっている事が推測される。また六月十九日の書簡にも『三教会同と天理教』の件夫是修正を加へ段々相遅れ候へども、漸くにして印刷に付し四五日中には出来上り候に付、出来上り候は、直ちに御送り申上候。甚延引に相成候段申訳無之候」と書かれており、本部側の手によって修正が施されていることが判る。なお『三教会同と天理教』の草稿の一部が広池の遺稿中に残っていることを書き添えておく。『三教会同と天理教』の結論部（広池執筆分）は以下の通りである。⁽⁴²⁾

今回政府の主催にかゝる三教会同の事は、政府が宗教を尊重して、宗教在来の権威を一般国民の間に紹介せられたものとして、特に之を感謝せざるを得ませぬ。之れに就いて、我が天理教は我が国体を擁護し、尊皇

愛国明倫の大義を闡明して、国民教育、及び国民道徳の進歩に資し、将来に横はれる同盟罷業其の他不祥なる諸種の社会問題を未然に防ぎ、又之を解決し得べき素質を有して、既に之を實行しつゝ、ありますれば、本教の信徒は、其の真摯着実にして人を目的とせず、社会の風潮世人の譏笑を意に介せず、神を目的として、至誠奮闘の生々潑潑たる日のきしんの行為によつて国運の発展を期し、教育勅語、戊申詔書、軍隊勅諭の御精神を遺憾なく貫徹し奉り、三教会同の決議の主旨を發揮して、神明と皇上とに対し奉り聊か万分一の報恩をさせて貰へる事と今日より期して居るのであります。

さらに、宣教員講習会の講習内容についても五月二日に相談された。『道の友』記者奥谷文智は、『宣教員講習録』なるものも出来たが、同書中に先生（広池）の書かれた部分は（中略：前述の目次で☆を付けた部分）などであつて、本書を基礎として天理教本部に於て、全国から優秀な布教師を撰抜・召集して同年七月大講習会を開催し、其の講習生を『宣教員』と称し全国へ巡回布教をさせ、大いに宗教報国の実を挙げたのである⁽⁴³⁾と述べている。この間の消息を詳述すれば、五月二十六日松村に宛てた広池が担当した分の草案が送られ、修正を依頼されていた「ひのきしん」の部分も六月五日には松村に返却されている。六月十四日に松村は広池に宛て、「維新後に於ける政教の關係及御神楽歌概論」の草稿を送り、訂正することを頼んでいる。またその際「天理教と道徳との關係と云ふ一問無之ても宜敷候哉」との相談を持ちかけている。十九日には天理中学教頭大井民吾の執筆分担である「一般教育と宗教との關係」の草稿が広池に送られ、その依頼状には、「本月中には略草案全体出来上り候に付、全体に対し御修正相願度存候」とあつた。広池は複数の執筆者では論旨が一貫しないと松村に忠告したようである。六月二十一日書簡で内容の統一のために全体を見るよう依頼している。七月十三日、広池は天理教本部に行き、ここで最終的な原稿の調整を行なつていく。⁽⁴⁴⁾

このようにして八月十日から宣教員講習会が開催されることになり、広池は八月十五日から二十四日まで本部で宣教員講習会を手伝うことになった。

この講習会での広池の講義内容の一部を『宣教員講習会講師講演集』から見てもよい。「第十三章、天理教と生産事業との関係」では、戊申詔書講演会と同様に、

戊申詔書の御主旨は勤儉産を治め上下心を一にすると云ふ所にあるので、第一は勤勉、第二は儉約、第三は協同一致であるのです。「中略」協同一致をなさしむるには如何なる方法によるかと云へば、吾人は社会の人々が皆天理教の教理によりて心を立て替へ、従来の自己本位を變じて愛他主義となり、慈悲の心を持つて低き優しき心使ひをする様に為るにあるのでと申します。⁽⁴⁷⁾

と天理教の教理が戊申詔書の趣旨に一致していることを指摘している。さらに「第十四章、天理教と一般国民との関係」では、

以上各章記述する所によつて、天理教が個人救済の上から見ても国家主義及び国民道德の上から見ても将又国家政策の上から見ても、実に我が日本帝国の国民に最も適切なる宗教であると云ふ事が明かになったのでありませう。第一に宗教が個人に対する場合に於ては、(一)安心立命を確立するものでなければならず、(二)其の安心立命は主として倫理的でなければなりません、倫理的ならざる安心を与へる宗教は国家の上社会の上は勿論個人の上から見ても弊あつて利なし、(三)其の教理深遠にして且つ其の貫徹力に富み実行に適して居らねばなりません、教理が深遠であつても、平易で分り易く且教祖の人格が万古に卓絶して居つて其の感化力が強烈であり、之が為に教師信徒の實際上の行ひが宜しいと云ふ事であればならぬのであります。天理教は個人救済に向つて正しく以上述べたる所の長所を有して居ります。

第二に凡そ宗教は、(一)我が国体と衝突する様なものでは駄目であります、(二)又厭世主義のものは教育勅語戊申詔書等の御主旨と相容れぬのであります。

第三に今後の宗教は社会問題の解決に實際的効力を有するものでなければなりません。

天理教は凡て以上の諸問題に対して、最も我が国家に必要であり又人類社会に向つても必要であります。たゞ理論文が深遠であつても又其教徒が沢山あつても、其の教理の感化力が乏しくは国家の為になりません。我が天理教は国体の擁護に任じ国民の精神界并に物質界の幸福を増進し、以て神様と陛下との御大恵に報答し奉らむ事を努めつゝ、あるので御座ります。⁽⁴⁸⁾

と、天理教が日本社会にとって必要な理由を、(一)個人救済については、①安心立命を与えるもの、②倫理的、③実行に適していること、(二)①日本国体に適合すること、②厭世主義でないこと、(三)社会問題解決に有効であることとしている。

そして、「第十五章、天理教と一般道德との関係」の「結論」においては、

天理教と世間道德の関係は上来所論の如く、理論的方面に於いては実利主義・義務主義・幸福主義の未了問題に終極の解決を与へて之を完成し、実行的方面に於いては現代道德の觀念益々進みて実行益々薄弱なるものに信念を与へて之を実行せしめ、日本国民の道德に対して天理教徒の道德は其の根本となり精神とならんとして居ります。天理教が現代の信仰を支配し現代の活動を指導し現代の精神を統一するは全く此に存し、救世済人⁽⁴⁹⁾の福音たること誠に疑を容れざる所であります。

と述べて、天理教の教理が一般道德実行の基礎となることを指摘している。

六、おわりに

以上のように、広池千九郎は日露戦後の内務省の政策および天理教の布教拡大策に沿う形で、戊申詔書の講演会にかかわり、また天理教に入信していく。それは、広池が日露戦後の社会荒廃を憂い、神道を中心に国家の統一を考え、神道の普及を図りたいと考えており、天理教という神道の一派を通じて社会改善を図ろうとしていたことに一因していたのである。

なお明治四十四年ころからは天理教との関係も、広池個人の精神的な面での関わりが大きくなって来ており、大正元年の大患を経て天理中学校長に就任するという人生の大転換につながっていくわけであるが、このことについてはまた別の機会に論じたい。さらに本稿で述べた天理教を神道の一派として重視する広池の立場は、のちに天理教教理解釈において天理教幹部と微妙な違いを生ずる原因となり、大正四年の天理中学校長引退の遠因となっていくものであったことを付け加えておく。

〈注〉

- 明治四十五年。
- (1) 大鏡会編『内務省史』第四卷三六六―三六七頁、昭和十五年、原書房覆刻。亀甲括弧内は引用者、以下同じ。
 - (2) 床次竹二郎『欧米小感』三三頁、明治四十三年、至誠堂。
 - (3) 床次竹二郎『三教者会同ニ関スル私見』『道の友』第二四四号五〇―五四頁、明治四十五年。
 - (4) 原敬内務大臣挨拶、道友社編『三教会同と天理教』七頁、明治四十五年。
 - (5) 同前一一―一二頁。
 - (6) 同前一一―一九頁。
 - (7) 同前一一―一九頁。
 - (8) 土佐忠雄編『天理教青年会史』第二卷一三八―一四八・一七〇―一九八頁、昭和五十年、天理教青年会。
 - (9) 小野翠浪『国民道徳と天理教』『道の友』第二四三号、明治四十五年。

治四十五年。

- (10) 小野翠浪『宗教と国民教育との関係』『道の友』第二四九号、大正元年。
- (11) 松村隆一郎『神道各派と我が国将来の宗教』『道の友』第二五三号、大正元年。
- (12) 道友社編『教育勅語と天理教』大正二年。
- (13) 奥谷文智『日独戦争と天理教徒の覚悟』大正三年、木下真進堂。
- (14) 広池千九郎『皇室野史』一三〇―一三二頁、明治二十六年、史学普及雑誌社。
- (15) 広池千九郎『歴代御伝編纂趣意書』明治三十一年（所功『歴代御伝』の構想と稿本（覚書）』『国書逸文研究』第十号八一―一〇頁、昭和五十八年より再引）。
- (16) 広池千九郎遺稿（以下遺稿と略す）『広池教授新任の辞』明治四十年。
- (17) これらの講義の筆記ノートが保存されている。
- (18) 遺稿『神道及神道史』、明治四十一年推定。
- (19) 広池千九郎『神道講義』、『社会教育資料』第七十六号三〇頁、昭和五十六年。『神道講義』は明治四十一年の神宮皇学館夏期講習会の講義をまとめたものである。
- (20) 広池千九郎『神社崇敬と宗教』八四頁、大正四年、日月社。この本は広池の戊申詔書講演会の講演をまとめたものである。
- (21) 遺稿『神祇史』明治四十一年推定。
- (22) 広池千九郎『伊勢神宮』六一頁、明治四十一年。
- (23) 広池千九郎『予が信仰』『全国神職会々報』二四九号二八頁、明治四十四年。
- (24) 遺稿『天理教調査大要』明治末ころ推定。
- (25) 遺稿『天理教の真相』明治四十二年。
- (26) 大蕨村調査とは、広池千九郎が福岡県三潁郡大蕨村の天理教徒の日常生活を郡長津村直次に問い合わせたことを指す。その調査項目は、『納税の義務に対しては如何、兵役の義務に対しては如何又入営中の成績は如何、家業に勉強するや、犯罪は如何、購買組合あるか又共同生活の状況、氏神の祭典は如何、戊申詔書に対しては如何、医師を排斥する傾きはなきや、祈禱の弊害はなきか』というもの（明治四十二年十二月七日付広池宛津村書簡）。
- (27) 『神社崇敬と宗教』五三―五四頁。
- (28) 広池千九郎『神道の性質』『全国神職会々報』第一三五号一九―二二頁、明治四十三年。
- (29) 遺稿『大日本宗教協会に於ける講演の筆記』大正三年。
- (30) 遺稿『戊申詔書の精神』（仮題）明治四十三年推定。
- (31) 遺稿『予の神社並に神道に対する主義態度を明らかにす』『全国神職会々報』第一三六号三八―三九頁、明治

四十三年。

(36) 遺稿「戊申詔書煥発の原因と国民」(仮題)明治四十二年推定。

(37) 『神社崇敬と宗教』一三八―一三九頁。

(38) 遺稿「治定」入信当時のものと推定される。

(39) 明治四十五年七月、教育勅語・戊申詔書の精神を實行する斯道会が結成された。その趣意書には、「小異を捨て、大同に聚り、即ち公共団結の本義に基き、同志相協力し以て国民思想の統一を図り、国民道義の振興を図らむと欲す」とあった。広池は同会の発起に当たって、「一、本会は神道の主義によつて安心立命し、教育勅語・戊申詔書等の御旨趣を實行するを以て目的とす」という趣意書を用意していた。明治四十五年になつても神道に対する基本的な態度に変化は見られないことが確認される。

(40) 広池千九郎「回顧録」『社会教育資料』第七十号二二頁、昭和五十二年。「回顧録」は昭和四年に口述筆記されたものである。

(41) 明治四十五年五月二十六日付広池宛松村書簡、以下引用する松村書簡はすべて天理教勢山支教会所蔵。

(42) 明治四十五年六月十九日付広池宛松村書簡。

(43) 『三教会同と天理教』五九―六〇頁。

(44) 奥谷文智「新科学モラロジー―建設秘話広池博士実伝資

料」、広池博士記念文庫蔵。

(45) 明治四十五年五月十七日、五月二十六日、六月五日、六月十四日、六月十九日、六月二十一日付広池宛松村書簡。

(46) 『倫理と宗教との実質の差についての説明』(明治四十五年七月御本部のための立案の付箋につきて感じて記す)と記されている遺稿には、「自分が今教会の爲に教理を擁護・発展せしめやうとする場合に当りて、余の説く所を非となして、宗教并に宗教学、又は倫理学の立場から見では全く不合理な事を説いて、予の説を攻撃する人があり、而して之に対して教会幹部の人が、却て其教理破壊者の説を是認する如き場合に当りても、自分の如き宗教の信者に於ては、己の名譽・利益をすて、居り、自我を没して神の慈悲心に同化して居るが故に、其相手方の行為を怨恨・忿怒する事なく、又其幹部の人に対しても、少しも意に介する所なく、而して是れ全く時節未だ到来せざるが爲に、神様が斯様に御指図するのであると考へて、之を湛納するのである」と書かれている。これは広池の信仰の深化を示している。

(47) 道友社編『宣教員講習会講師講演集』二〇九頁、大正元年。

(48) 同前、二一六―二一七頁。

(49) 同前、二二九―二四〇頁。